



附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）））） 第二条第一項に規定するものをい		

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	電子部品製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	二五 五〇 七〇
金属鉍業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 粘土かわら製造業（うわ薬かわら		

<p>う。以下同じ。)を利用するものに 限る。)に属する指定作業場か ら排出される汚水を受け入れてい る下水処理場で一定のものであり、 かつ、海域以外の公共用水域に汚 水を排出するものに限る。)</p>	<p>ほう酸製造業(海域以外の公共用 水域に汚水を排出するものに限 る。)</p>	<p>金属鉱業(海域以外の公共用水域 に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>粘土かわら製造業(うわ薬かわら を製造するものであり、かつ、海 域以外の公共用水域に汚水を排出 するものに限る。)</p>	<p>うわ薬製造業(うわ薬かわらの製 造に供するものを製造するもので あり、かつ、海域以外の公共用水 域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>五〇〇</p>
---	---	--	--	---	------------

<p>を製造するものであり、かつ、海 域以外の公共用水域に汚水を排出 するものに限る。)</p>	<p>うわ薬製造業(うわ薬かわらの製 造に供するものを製造するもので あり、かつ、海域以外の公共用水 域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>貴金属製造・再生業(海域以外の 公共用水域に汚水を排出するもの に限る。)</p>	<p>ほう酸製造業(海域以外の公共用 水域に汚水を排出するものに限 る。)</p>	<p>下水道業(旅館業(温泉(温泉法 (昭和二十三年法律第二百二十五号) 第二条第一項に規定するものをい う。以下同じ。)を利用するもの に限る。)に属する指定作業場か ら排出される汚水を受け入れてい る下水処理場で一定のものに限</p>	<p>一六〇</p>
--	---	--	---	---	------------

る。)	ふっ素及貴金属製造・再生業（一日当たり びその化の平均的な排水量が五〇立方メー 合物（単トル未満であり、かつ、海域以外 位ふっの公共用水域に汚水を排出するも 素としのに限る。）	て、一リプラスチック金属複合板製造業（海 ツトルに域以外の公共用水域に汚水を排出 つきミリするものに限る。）	グラム） 非鉄金属製錬・精製業（海域以外 の公共用水域に汚水を排出するも のに限り、貴金属製造・再生業を 除く。）	化学肥料製造業（海域以外の公共 用水域に汚水を排出するものに限 る。）	ふっ化水素酸製造業（海域以外の 公共用水域に汚水を排出するもの に限る。）	ほうろう鉄器製造業（一日当たり	一 二	一 三	一 五
-----	--	--	---	---	---	-----------------	--------	--------	--------

る。)	旅館業（温泉を利用するものに限 る。）	ふっ素及石英ガラス製造業（海域以外の公 共用水域に汚水を排出するものに 合物（単限る。）	て、一リプラスチック金属複合板製造業（海 ツトルに域以外の公共用水域に汚水を排出 つきミリするものに限る。）	グラム） 化学肥料製造業（海域以外の公共 用水域に汚水を排出するものに限 る。）	ふっ化水素酸製造業（海域以外の 公共用水域に汚水を排出するもの に限る。）	ほうろう鉄器製造業（一日当たり の平均的な排水量が五〇立方メー トル以上であり、かつ、海域以外 の公共用水域に汚水を排出するも のに限る。）	一 二	一 三	一 五
-----	------------------------	--	--	---	---	--	--------	--------	--------

<p>の平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>
--	---	---	--

<p>うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>鋼鉄業（ステンレス酸洗工程を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>非鉄金属製錬・精製業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するもの限り、貴金属製造・再生業を除く。）</p>	<p>貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p> <p>電気めつき業（一日当たりの平均</p>
---	--	---	---



<p>的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p> <p>旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）</p>
--

<p>利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p> <p>一般廃棄物処理業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第七十一号の三に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p> <p>産業廃棄物処理業（国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定</p>
---

<p>により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)の設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号、第五号又は第八号に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>ほうろく鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、ほうろくうわ薬を製造するものに限る。)</p>	<p>貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するも</p>
<p>二五</p>		<p>三〇</p>

	<p>のに限る。)</p> <p>旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）</p> <p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>五〇</p> <p>七〇</p>
--	---	---------------------